

軽度者に対する福祉用具貸与費の例外給付における留意事項

1 軽度者への貸与はあくまで原則保険給付対象外であることに注意してください。

福祉用具貸与が「特に」必要と認められる場合にのみ貸与が可能です。

医師の医学的な所見に基づき例外給付を行う場合、「軽度者への福祉用具貸与の例外給付の取扱いと手続き」P11の別表が例外給付として想定される事例になりますので、基本的にはこれらに相当する事由がないと例外給付は認められません。

特に多く見られるのが、昇降座椅子の貸与確認で、「疾病などに起因せず、単に立ち上がりが困難なため、転倒による骨折防止目的で貸与が必要」といった確認依頼が見受けられますが、医学的な所見を根拠とする以上は、加齢により通常誰にでも起こり得る事象は事由になりません。

2 例外給付を行う際には、担当のケアマネジャー（又は地域包括支援センター職員）が利用者の状態像及び福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントを行う必要があります。

一度便利さを知ってしまうと、なかなか元の生活には戻れません。「便利・楽」で安易に福祉用具を導入すると、かえって自立阻害につながる場合があります。

アセスメント・担当者会議を行うにあたっては、以下の項目に留意してください。

- ① その福祉用具が日常生活を送るのに必要不可欠か。
- ② 使用頻度が著しく少くないか。（月に2～3回等）
- ③ 他の福祉用具・道具・手段で代替できないか。
- ④ 生活環境の見直しにより課題が解決できないか。
- ⑤ 自分で操作を必要とする場合（独居で他に操作する者がいない場合、電動車いす・電動カートを使用する場合等）、正しい使用法で安全に使用することができるか。

用具ごとの特に検討を要する事項

[車いす]

- ・ 単なる気分転換や閉じこもり防止になっていないか。→上記①

[移動用リフト(段差解消機)]

- ・ 住宅改修における段差解消工事や手すり取付け工事等により解決できるか。
→上記③

[特殊寝台]

- ・ 通常のベッドの横に置き型手すりを置くことによって起き上がりができるか。→上記③

[昇降座椅子]

- ・ 市販の座椅子（座面が高いものも最近ホームセンター等で販売されています。）と置き型手すりで立ち上がりができるか。→上記③
- ・ 現在が畳の生活の場合、テーブルと椅子の生活に変更できるか。昇降座椅子貸与確

認で多いのがこたつの利用希望ですが、椅子式のこたつも市販されています。
→上記④

例外給付を行うにあたって開催した担当者会議の要点(介護予防支援の場合は、介護予防支援経過記録)には、上記の項目について検討した結果、福祉用具の貸与が特に必要と判断した経緯・理由がわかるよう記録をしてください。

- 3 福祉用具貸与実施後は、担当のケアマネジャー(又は地域包括支援センター職員)がモニタリング等の手段によって、必ずその必要性を見直し、その結果を記録してください。見直しの頻度は、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)とします。

見直しの結果、引続き貸与が必要と判断された場合には、市が確認した貸与対象期間中であれば再度の確認依頼書の提出は不要です。

逆に見直しの結果、福祉用具が特に必要と認められなくなった場合には、市が確認した貸与対象期間中であっても、用具の返却または自費への切り替えを行ってください。